

綾川町プロポーザル方式取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町が発注する業務委託、製造の請負等について、プロポーザル方式により発注を行う場合の取扱について、綾川町契約規則(平成18年綾川町規則第40号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「プロポーザル方式」とは、その性質又は目的が価格のみによる競争に適さないと認められる業務委託、製造の請負等について、事業者企画提案書の提出を求め、必要に応じヒアリングを実施したうえで、提案内容の審査及び評価を行い、当該業務委託、製造の請負等の履行に最も適した事業者(以下「受託候補者」という。)を選定する方式をいう。

2 この規程において「公募型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、提案資格その他必要な事項を公告することにより提案者を公募し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいう。

3 この規程において「指名型プロポーザル方式」とは、プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名し、当該指名された提案者(以下「指名業者」という。)から提案を受ける方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務(以下「対象業務」という。)は、その性質又は目的により、価格のみによる競争では本来の目的を達成することができないと判断される業務であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 高度な芸術性、独創性、創造性等が求められる業務
- (2) 象徴性、記念性が求められる業務
- (3) 高度な技術的判断を必要とする業務

- (4) 本町で発注仕様を定めることが困難で、標準的な業務の実施手続が定められていない業務
 - (5) 前4号に定めるものの他、事業者の提案に基づき仕様を決定する方が優れた成果を期待できる業務
- 2 対象業務所管課長は、公募型プロポーザル方式により第12条に規定する受託候補者を選定する場合は、綾川町工事請負等審査委員会規程(平成18年訓令第38号)第2条に基づき、綾川町工事請負等審査委員会に諮問しなければならない。
- 3 対象業務所管課長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとする場合は、あらかじめ対象業務が第1項及び第15条に該当するか否かについて、綾川町工事請負等審査委員会規程(平成18年訓令第38号)第2条に基づき、綾川町指名業者選考委員会に諮問しなければならない。
- (プロポーザル委員会)
- 第4条 町長は、プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとするときは、プロポーザル委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び3人以上の委員で組織する。
- 3 委員長は副町長、副委員長及び委員は委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 7 前項の場合において、副委員長にも事故があるとき又は副委員長も欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者が委員長の職務を代理する。
- (秘密の保持)

第5条 委員会の委員は、委員会で審議された事項その他職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた、同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、対象業務を所管する課において行う。

(公募の公告)

第7条 町長は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとするときは、次に掲げる事項を記載した要領及び対象業務の詳細な説明を記載した仕様書を公告し、提案者を公募するものとする。

- (1) 対象業務の業務名、業務内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) プロポーザル参加申込書(様式第1号)に係る資料の提出方法、提出先及び提出期限
- (4) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項
- (5) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
- (6) 企画提案書に対するヒアリングの有無及びヒアリングを行う場合はその予定日等の詳細
- (7) 提案内容に係る評価項目及び評価基準
- (8) 不明な点がある場合の質問の受付方法、受付窓口、受付期間及びその回答方法
- (9) 第14条第1項から第3項までに規定する非選定理由の説明に関する事項
- (10) 第19条に規定する情報提供基準
- (11) その他町長が必要と認める事項

(評価項目及び評価基準)

第8条 評価項目は対象業務ごとに定めるものとし、必要に応じ、見積金額を評価項目の一つとすることができる。この場合においては、企画提案書に見積金額を記載又は見積書を添付するものとする。

2 評価基準は評価項目ごとに定めるものとし、最大で5段階の評価点を設けるものとする。

(参加申込書の提出者の提案資格の確認)

第9条 町長は、参加申込書を提出した者(以下「参加申込者」という。)について、参加資格を満たす者であるかを確認するものとする。

(参加資格確認の通知)

第10条 町長は、参加申込者に対し、参加資格の確認の結果を参加資格確認結果通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 町長は、参加資格が認められなかった参加申込者に対して前項の通知をするときは、参加資格が認められなかった理由をあわせて記載するものとする。

3 第1項の通知により参加資格が認められなかった旨の通知を受けた参加申込者は、通知をした日の翌日から起算して3日(綾川町の休日を定める条例(平成18年綾川町条例第2号)第1条第1項に規定する綾川町の休日を除く。次項並びに第14条第2項及び第3項において同じ。)以内に、書面により町長に対して、参加資格が認められなかった理由について説明を求めることができるものとする。

4 町長は、参加資格が認められなかったことについて説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

(判定方法等)

第11条 委員長、副委員長及び委員は、企画提案書及びヒアリングを実施した場合における当該ヒアリングの内容により、評価基準に基づき、独立して提案者の提案の優劣を判定するものとする。

2 町長は、前項に規定する委員会によるヒアリングを実施する場合は、ヒアリング実施通知書(様式第3号)により提案者に対して通知をするものとする。

- 3 第1項に規定する優劣の判定は、委員長、副委員長及び委員の判定に基づく採点の合計点により、提案者の順位を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正を行ってはならない。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目、その配点及び評価基準について確認をすることができる。ただし、提案者の優劣については審議してはならない。

(受託候補者の選定)

第12条 町長は、前条第3項に基づき決定された第1位の提案者を受託候補者として選定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ委員会の承認を経るものとする。

(選定の通知等)

第13条 町長は、前条第1項の規定により選定した受託候補者に対し、受託候補者として選定した旨を結果通知書(様式第4号)により通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による通知をした後、受託候補者と契約内容について協議し、協議が整ったときは、受託候補者と契約を締結するものとする。

(非選定の通知等)

第14条 町長は、企画提案書の提案者のうち受託候補者として選定しなかったものに対して、選定しなかった旨及びその理由(以下「非選定理由」という。)を結果通知書により通知するものとする。

- 2 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内に、書面により、町長に対して、非選定理由について説明を求めることができるものとする。
- 3 町長は、非選定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答するものとする。

4 前3項に規定する事項については、第7条第1項に規定する要領において明らかにするとともに、第2項に規定する事項については、第1項の通知において明らかにするものとする。

5 町長は、第3項の回答内容を委員会に報告するものとする。

(指名型プロポーザル方式の実施)

第15条 指名型プロポーザル方式は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1) 対象業務の性質及び目的により、当該競争に加わることができる者の数が公募型プロポーザル方式とする必要がないと認められる程度に少数であるとき。

(2) 対象業務の性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適しないとき。

(指名業者の選定等)

第16条 町長は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を選定しようとするときは、指名業者を選定し、当該指名業者に対し企画提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の指名業者の選定にあたっては、町の指名競争入札参加資格者名簿(以下「指名人名簿」という。)に搭載された者の中から、業務経歴、企画者の経験等を勘案し、発注しようとする対象業務に関し、十分な履行能力を有すると認められる者を選定するものとする。ただし、指名人名簿に登載された者の中から選定することが困難であると町長が認めるときは、指名人名簿に登載されていない者を選定することができる。

3 町長は、前項の規定による指名人名簿に登載されていない者を選定しようとするときは、あらかじめ委員会の承認を経なければならないものとする。

4 町長は、第1項の規定により指名業者を選定したときは、プロポーザル参加指名通知書(様式第5号)を当該指名する者に通知するものとする。

(企画提案書等提出要請書の送付)

第 17 条 町長は、前条第 1 項の規定により企画提案書の提出を要請しようとするときは、提出意思確認書(様式第 6 号)の提出を要請するとともに、第 7 条第 1 号及び第 4 号から第 11 号までに規定する事項を記載した企画提案書等提出要請書(様式第 7 号)を提案者に送付するものとする。

(公募型プロポーザル方式に関する規定の準用)

第 18 条 第 11 条から第 14 条までの規定は、指名型プロポーザル方式による受託候補者の選定について準用する。この場合において、第 14 条第 4 項中「第 7 項第 1 項に規定する要領」とあるのは「第 17 条第 1 項に規定する企画提案書等提出要請書」と読み替えるものとする。

(情報提供)

第 19 条 プロポーザル方式に関する情報提供基準は、別表のとおりとする

2 前項に規定する情報提供基準は、公募型プロポーザル方式においては第 7 条第 1 項に規定する要領、指名型プロポーザル方式においては第 17 条第 1 項に規定する企画提案書等提出要請書によって事業者に周知し、当該情報提供基準を了解のうえ参加することを条件とするものとする。

3 前 2 項の規定は、綾川町情報公開条例(平成 18 年綾川町条例第 10 号)第 5 条に基づく公開請求を妨げるものではない。

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 19 条関係)

対象文書名	受託候補者選定前	受託候補者選定後	契約締結後			
			契約の相手方に係る情報	契約の相手方以外の提案者に係る情報	左のいずれにも該当しない情報	
要領及び企画提案書等提出要請書	○	○	—	—	○	
選定結果書	×	×	○	○	—	
提案者名(公募型プロポーザルにあっては参加表明者も含む。)	×	○	○	○	—	
提案書類	企画提案書	×	×	×(公開請求の場合△)	×	—
	見積書	×	×	×(公開請求の場合△)	×	—
	その他提出書類	×	×	×(公開請求の場合△)	×	—
採点表	合計点数のみ	×	×	○	○(事業者が特定できない形で公開する。)	—
	評価項目別点数	×	×	○	×(本人からの公開請求の場合○)	—

委員名簿	×	×	—	—	×	×(委員構成は ○)
------	---	---	---	---	---	---------------

(注) ○：公開 △：部分公開 ×：非公開

部分公開の場合、見積書における概算単価及び内訳並びに提案書類における従業員情報及び配置内訳(常勤・非常勤の別)等を非公開とする。